

産別運動の取り組み強化

西日本四港交流会議

七月九日（木）ホテル別府パストラル会議室で、西日本四港交流会議を開催した。交流会議は、大阪港湾（十五名）、神戸港湾（十名）、博多港湾（九名）、関門港湾（十一名）と四国港湾（二名）が初めて参加し、全国港湾来賓を含めて四十八名での開催になり、後藤副議長による開会挨拶で幕を開け、開港を代表して松永議長より、今回の西日本四港交流会議は、関門港の視察を行ったことが、関門港は小さな港です。別府までみなさんに足を運んでいただきまして全国港湾に結果していただいた。

今回、全国港湾から系谷委員長にお越しください。現在、全国港湾の中で大きな問題になりつつあるのが、坂出港の問題である。交流会議は、大阪港湾から系谷委員長から全国港湾の考え方、どう対応していくかを提議してもらって、四国港湾の運動につなげていく。四国港湾の仲間を助けることができればと思っております。今回、四国港湾からも二名の方がいられておりますので宜しくお願いしますとの挨拶がされた。

会議では、各港より報告がされ、関門港から一四秋年末闘争、一五春闘に関する地区港湾の取り組みについて、博多港湾から一五春闘の取り組み、港湾局・博多港頭・港運協会への申し入れについて、神戸港から安全問題、石綿対策、料金問題、雇用・職域問題、早朝ゲートオープン問題について、大阪港湾から事前

協定と年金を重点的に行っている。坂出港の衰退問題の発端は、大手石油工場の老朽化や、東日本大震災の影響もあって坂出での石油の精製をやめてしまった。今は、製品の取り扱いがあるが、原油の本船が入らなくなったことにより、坂出港は取り扱いが減った状況にあり、原油の本船はプライベートバスに入り、港湾労働者の職場がなく、本船の網とり作業等があったのですが、それも無くなってしまった。

二〇一四年十月に坂出の飼料工場が水島港の玉島ハーバーアイランドへ集約することが決定した。理由として、国際戦略バルク

四国港湾は、四国中央市で五月から月に一回、一週間通して三島川之江港の指定港化をアピールする街宣活動を行っている。

二月十九日に全国港湾と四国港湾が、四国中央市で指定港化を訴えた後、三月二十六日に四国中央市の市議会で指定港化に反対する意見書が採択された。

四国港湾は、意見書が採択される直前に、四国中央市の共産党市議員三名に指定港化の意義を説明して協力を要請した。しかし、典型的な企業城下町の市議会のためか、二十一対三の圧



倉庫等の坂出港で働く港湾関係の労働者、企業がつぶれてしまう可能性があるのが、今の坂出港の現状です。また、最近若い労働者が、先行きが厳しいという理由で会社をやめてしまっている。これが地方の現状であると話された。

三島川之江の行動はつめが、あまかったと思う。秋田の能代運輸の新規参入問題ではストライキを二時間行い、行政は慌てていた。アスベスト、三島川之江問題、危険品輸送での事故を追及するための行動は、何がいかみなさんと考えています。

全国港湾の財政問題について、FOC・POCの還元金について、全日本海員組合との協議はしていない。関門港湾 木原

二日から二十六日までの五日間もアピールを行った。街宣の主な内容は以下の通りである。①市議会が反対の意見書を採択したという事は、非指定港ゆえに労災事故の多発や労働環境が行われていることを、市議会として容認する事だ。

三島川之江港の隅々まで、マイクで市民や港湾関係労働者に訴えている。今後、四国港湾は指定港化が進展するまで、月に一回、一週間通して街宣活動を行うので、全国の皆様の応援をお願いして頑張っていく。

（四国港湾 長尾）

「戦争法」をこり押しする安倍内閣の姿勢が批判されている。衆院憲法審査会で参考人として出席した三人の憲法学者全員が「集団的自衛権を認める戦争法案は憲法違反」と明言したのに、この意見にまったく耳を傾けようとしていない。「憲法学者が決めるわけではない」など聞き直った声さえ出ている。▼自民党推薦の学者も「違憲」と言っているのに、人選を間違えたとか言い訳をしているが、これは違う。政府は戦後、集団的自衛権の行使は「違憲」とし、その枠組みの中で防衛政策を積み重ねてきた。この土台を無理やりひっくり返したのが今回の戦争法案。まじめな憲法学者であれば「違憲」と言わざるを得ない内容だ。▼「憲法をこの法案に適用させれば」と、うそぶく関係もいるが、それは絶対に許されない考え方だ。憲法によって政治権力が制限されるのが立憲主義の基本。憲法九八条は「憲法に反する法律は効力を有しない」と明記されているし、九九条では閣僚や国会に「憲法尊重擁護の義務」を課している。これを無視して法律を憲法の上に置いてしまったら、政治権力を規制する術は無くなってしまふ。▼戦争法案を許すかどうかは、独裁を阻止するた

指定港化に向けアピール

四国港湾

倒的多数で意見書が採択された。意見書の中身は、事実誤認が認められることや、地元企業だけが良ければという利己的な内容に終始したもので、公的な文書として体をなしていないものである。意見書が出された翌日の二十七日には、全国港湾の系谷委員長名で、四国中央市市議会に意見書の撤回を要請する話が出された。

四国港湾は、五月十一日に四国中央市の港湾課に出向き、系谷委員長談話を元として意見書の撤回と指定港化を申し入れた。今回の市議会の行為は、二〇一二年三月十九日に交わされた指定港化問題に関する覚書の確認書に対する理解を公然と否定したことになる。そのため、労働組合として静穏に見守る事はできなくなると通告した。共産党議員を通じて申し入れていた市議会議員との面談も、六月二十四日に議長が拒否してきた。

そこで、四国港湾は五月十一日から十六日まで、六日間通して街宣アピールを行った。さらに、六月二十

「戦争法」をこり押しする安倍内閣の姿勢が批判されている。衆院憲法審査会で参考人として出席した三人の憲法学者全員が「集団的自衛権を認める戦争法案は憲法違反」と明言したのに、この意見にまったく耳を傾けようとしていない。「憲法学者が決めるわけではない」など聞き直った声さえ出ている。▼自民党推薦の学者も「違憲」と言っているのに、人選を間違えたとか言い訳をしているが、これは違う。政府は戦後、集団的自衛権の行使は「違憲」とし、その枠組みの中で防衛政策を積み重ねてきた。この土台を無理やりひっくり返したのが今回の戦争法案。まじめな憲法学者であれば「違憲」と言わざるを得ない内容だ。▼「憲法をこの法案に適用させれば」と、うそぶく関係もいるが、それは絶対に許されない考え方だ。憲法によって政治権力が制限されるのが立憲主義の基本。憲法九八条は「憲法に反する法律は効力を有しない」と明記されているし、九九条では閣僚や国会に「憲法尊重擁護の義務」を課している。これを無視して法律を憲法の上に置いてしまったら、政治権力を規制する術は無くなってしまふ。▼戦争法案を許すかどうかは、独裁を阻止するた

